

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

フジクラグループは、グループ経営理念のもと「つなぐ」テクノロジーを通じて顧客の価値創造と社会に貢献する顧客価値創造企業として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、経営の健全性・透明性・効率性が確保された迅速な意思決定を可能とする仕組みやグローバルに事業展開する業務執行体制の整備・構築を進めるとともに、コンプライアンスの遵守やリスク管理を含めた内部統制の強化を図っております。

しかしながら、事業ポートフォリオやその規模は拡大しており、それに伴う経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織、その他のコーポレートガバナンス体制は必ずしも万全とは考えておりません。このため、下記の事項について検討するためのプロジェクトチームを立ち上げ、早期にマスタープランを策定し、順次必要な施策を行ってまいります。

- ・法定機関・任意機関の役割・権限と意思決定プロセスの見直し
- ・上記に伴う一層の執行権限の移譲と監督機能の強化
- ・社外取締役・社外監査役に期待される役割と権限の見直し
- ・役員人事制度(選任、評価、報酬等)の見直しと役員支援体制の拡充

これらの取り組みを通じて、企業の成長に見合うコーポレートガバナンス体制の充実を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画についての適切な監督

当社では、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)に係る方針を策定し、取締役会が適切な監督を行えるように検討しております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社では現在、取締役会における外部の視点からの監督機能を強化すべく、独立社外取締役1名を選任しております。

今後は、経営環境の変化に対してより多角的な視点で対応できるよう、独立社外取締役を複数選任することを含めて体制のさらなる拡充を検討しております。

【原則4-8-1】独立社外取締役間の情報交換・認識共有

別途検討を予定している独立社外取締役体制拡充の検討結果を受け、「筆頭独立社外取締役」の選定等、経営陣との連絡・調整、監査役・監査役会との連携を強化する体制整備を検討しております。

【原則4-8-2】独立社外取締役と経営陣、監査役または監査役会との連携体制の整備

別途検討を予定している独立社外取締役体制拡充の検討結果を受け、「筆頭独立社外取締役」の選定等、経営陣との連絡・調整、監査役・監査役会との連携を強化する体制整備を検討しております。

【補充原則4-10-1】社外取締役を主要要員とする任意の諮問委員会の設置

当社では、指名・報酬などの特に重要な事項の検討について独立社外取締役の適切な関与・助言を得られるよう、独立社外取締役を主要構成員とする任意の諮問委員会の設置等を視野に入れ、検討しております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

当社では、取締役会の実効性について、定期的な分析・評価方法を定め、評価を実施し、その結果の概要を開示することを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当社が行う事業において、事業戦略上協力関係を結ぶ企業があり、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、その企業の株式を政策保有株式として保有します。

これら政策保有株式については、上述の観点から適時検証を行い、保有方針の確認を行います。

2. 議決権行使に関する方針

当社は、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断して、毎年適切に議決権を行使することとしております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社では、毎年関連当事者間の取引に関する調査を取締役及び監査役を対象に実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認しております。その調査結果を元に株主総会招集通知や有価証券報告書等に関連当事者間の取引情報を開示しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 当社では、グループ経営理念「ミッション・ビジョン・基本的価値(MVGV)」を制定しております。詳細は、当社ホームページを参照願います。

(<http://www.fujikura.co.jp/corporate/philosophy.html>)

同様に中期経営計画についても策定しております。こちらも詳細は、当社ホームページを参照願います。

(http://www.fujikura.co.jp/ir/management_plan.html)

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書に記載しておりますので、参照願います。

(3) 当社では、取締役及び監査役の報酬を決定するにあたっての方針を株主総会招集通知、本報告書及び有価証券報告書等に開示しております。

す。

(4)当社では、取締役及び監査役には、知識・経験・能力のバランス、多様性を確保している人材を取締役に選定して、株主総会の決議にて決定しております。執行役員の選任は取締役会の決議を受けて決定しております。

(5)当社では、取締役及び監査役全員の経歴を株主総会招集通知や有価証券報告書等に開示しております。社外取締役・社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知、本報告書及び有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-1-1】取締役会からの経営陣への権限委任の範囲

当社では、取締役会にて法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資等、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、それ以外の業務執行の意思決定については代表取締役、業務執行取締役及び執行役員に委任しております。

今後、取締役会は、より経営戦略の方向付けを行うための機関として位置付け、併せてその意思決定のプロセスに社外取締役がこれまで以上に関与する形にまいります。

これに伴い、業務執行側の経営会議や各種委員会、カンパニー等各部門への権限移譲を進めてまいります。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。社外取締役の独立基準に関しては、本報告書及び有価証券報告書等に開示しております。

【補充原則4-11-1】取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な知識・経験・能力のバランス、多様性を確保している人材を取締役に選定しております。

社内取締役については、当社の経営理念や行動指針、経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性等から総合的に評価・判断して選定しており、有価証券報告書等に経歴を開示しております。また、社外取締役については、企業経営者、有識者等から経験・見識・専門性を考慮して選定しております。尚、社外取締役に関しては、本報告書及び有価証券報告書等に選定理由を開示しております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役が上場会社役員を兼任する場合の対応

当社では、社外取締役及び社外監査役の他の上場会社の役員との兼任状況を本報告書及び有価証券報告書などに開示しております。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

当社では、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング（社内外の研修やセミナー等）や情報提供を適宜実施しております。

新任の社外取締役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項および各種役員関連規程等の説明を就任前に実施しております。

就任後は、当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、業界の動向、当社の経営環境等について、説明会や事業所の視察等を実施しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

(1)当社では、株主・投資家との建設的な対話を通じた継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による株主・投資家との対話等の取組みを推進しております。

(2)当社では、対話・情報開示の実効性を確保するため、コーポレート企画室にIR・広報グループを設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っております。

(3)当社では、四半期毎（5月、8月、11月、2月）の決算説明会や工場見学、事業報告書・アニュアルレポート等の発行により、情報開示を行っております。また、欧州や北米には、社長等の役員が直接現地に赴き、事業説明を実施する等、海外機関投資家への情報提供及び対話の充実を図っております。

(4)当社では、経営に株主意見を反映するため、アナリストレポートおよび株主・投資家との面談結果を取締役会へフィードバックしております。

(5)当社では、決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオドを設定し、この期間中に決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えていただいております。また、内部情報管理規程にて、重要な情報の漏えい、拡散等の防止及びインサイダー取引の防止を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,256,000	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,091,000	3.35
三井生命保険株式会社	10,192,000	2.82
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	9,030,000	2.50
株式会社三井住友銀行	8,456,236	2.34
株式会社静岡銀行	7,713,125	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777,000	1.88
DOWAメタルマイン株式会社	6,563,750	1.82
フジクラ従業員持株会	5,412,261	1.50
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	4,879,349	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	更新
------	--------------------

上記のほか、自己株式が55,477,611株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿部謙一郎	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部謙一郎	○	阿部謙一郎氏は、当社の会計監査人である、あらた監査法人の代表社員でしたが、2012年6月に同監査法人を退職しており、在職中も当社の監査に関与したことはありません。	公的資格である公認会計士であり、高い専門性を有することから、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であるとともに、長年にわたり多くの企業の会計監査に携わってきたことから、企業経営に関する十分な知見を有し、適切に取締役の職務を遂行できると判断している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携に関し、監査役は年初に監査計画を会計監査人から聴取し、それに基づき期中の監査、期末の監査の結果について、会計監査人から報告を受けている。また、監査役は会計監査人と会計監査の内容・体制等について、年間数回のディスカッションを行い、意見交換を適宜行っている。

内部監査部門との連携に関し、監査役は、内部監査部門と定期的に監査上の情報交換を行っている。また、必要に応じて内部監査部門は監査役の指揮命令下で監査業務を行うほか、監査結果を定常的に監査役に報告している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
関内 壮一郎	弁護士													○
下志万正明	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関内 壮一郎	○	——	公的資格である弁護士であり、高い専門性を有することから、独立の立場を必要とする社外監査役として適格であるとともに、長年にわたり企業法務に携わってきたことから、企業経営に関する十分な知見を有し、適切に監査役の職務を執行できると判断している。
下志万正明	○	下志万正明氏は、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、2003年6月に同行を退職しています。なお、当社グループは複数の金融機関との間で取引を行っており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験から、財務及び会計について相当程度の知見を持つと同時に、会社経営に対する豊富な知識・識見を有しており、客観的な立場から経営の適正性等を監査し得ると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員の全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

担当部門の業績に基づく個々の評価を個人別報酬に反映しているほか、定時株主総会の決議により賞与の支給を行うこととしている。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額は330百万円(第167期に係る取締役賞与の支給は行わない)であり、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬等の総額を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取扱製品が多様なだけでなく、グローバルな事業展開を進めており、役員の業務も高度で多岐にわたります。このため、役員報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に決定しています。

また、取締役の報酬は、固定額である取締役の監視・監督機能に相当する部分(固定報酬)と、業績に連動する変動額である執行責任に相当する部分(業績連動報酬)から構成されます。固定報酬は、経験も加味した役位別の固定額とし、業績連動報酬は、事業年度毎の各業務執行取締役の業績について、年度の事業計画その他の各取締役の責任範囲における業績目標に対する達成度などを評価し、固定報酬の30%の範囲で反映させることとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、内部監査部門が適宜のサポートを行っている。内部監査部門は内部監査に関する情報について適宜社外監査役に伝達しており、取締役会及び監査役会に関する資料についても事前に配付を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の事業分野を、エネルギー・情報通信カンパニー、エレクトロニクスカンパニー、自動車電装カンパニー及び不動産カンパニーの4部門に括り、各カンパニーには、所管する事業分野に係る技術・製造・販売の各機能を配置し、各カンパニー長が事業責任を完遂し得る体制としている。また、執行役員制度により、各カンパニー及び全社共通部門の執行責任体制を明確にした経営管理体制を構築している。新規事業の育成・事業化推進の機能はカンパニーに含めず、取締役社長が直轄する専任組織を設けて行う体制としている。

取締役会及び取締役社長は、各カンパニー内の事業部など経営管理単位毎の経営実績を毎月把握し、単年度経営計画及び中期経営計画値との差異を常に管理し、さらに環境の変化等の外部要因を評価して、適宜適切な対応措置を決定・遂行することとしている。

監査・監督の状況としては、執行役員制度の導入により取締役の執行と監督の分離を行って取締役の監視監督機能を明確に位置付け、社外取締役と共同して業務執行が法令・定款に適合することを管理するとともに、行動規範推進委員会活動により、役員、従業員その他の業務従事者の法令及びその他の社会規範の遵守を図ることとしている。また、本社共通管理部門をはじめとする各組織は、その所管業務について執行と同時に統制機能を有しており、所管業務に係る諸法令の遵守に遺漏なきよう、マニュアルの整備や説明会の開催等関係各部門に対して必要な援助を行うこととしている。執行部門の内部監査専任組織である監査部その他の監査機能を有する組織は、内部監査事項の一つとして業務執行

に関する法令・定款の遵守状況を監査し、行動規範推進委員会等を通じて必要な報告、指導、援助等を行うこととしている。なお、公益通報者を保護し、外部弁護士への匿名通報を可能とする公益通報制度を運用することとしている。

会計監査については、あらた監査法人を会計監査人として選任しており、監査業務の体制は、業務を執行した公認会計士である友田和彦氏、岸信一氏、齊藤剛氏の他、補助者として公認会計士7名、会計士補等6名、その他11名となっている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度により執行責任の明確化を図るとともに、監視・監督体制としては、経営意思の形成過程での監視・監督が行える監査役制度を採用する。

また、当社では、常勤監査役が経営会議等、事業遂行に関する経営判断を討議する重要な会議体へ出席し、意見を述べる可以保证の体制としており、監査役に、取締役会等における主に適法性の観点からの活動にとどまらない経営への参画を保证している。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日開催の第167期定時株主総会に関する招集通知は、同年6月2日付で発送している。
電磁的方法による議決権の行使	2006年度よりインターネットによる議決権行使制度を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としている。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ上に招集通知の英文の要約を掲載している(日本語の招集通知の発送日と同日付で掲載)。
その他	広く招集通知等の閲覧を可能とするため、当社ホームページにおいて公開している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月・8月・11月・2月の年4回開催している。説明会は四半期ごとの決算内容を説明している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家向けに、欧州、北米に社長又はIR担当役員が直接現地に赴き決算説明等をしており、海外機関投資家への情報提供及び対話の充実を図っている。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、中期経営計画、アニュアルレポートなどのIR資料に関する情報は、当社ホームページ上に掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: コーポレート企画室 IR担当役員: 宮城取締役常務執行役員 IR事務連絡責任者: 吉村IR・広報グループ長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フジクラグループCSR基本方針」、「フジクラグループCSR活動指針」及び「フジクラ行動規範」を制定しており、これを核とした種々の規程により、各ステークホルダーとの健全で友好的な関係を構築できるよう鋭意努めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSRの3側面である、環境・社会・組織統治に関する幅広い取り組みを実施している。これらの取り組みについては、毎年、CSR統合報告書を作成し、当社ホームページ上で公開しており、今後も当社内外に関する情報を広くステークホルダーに伝えていく。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な方針

当社は執行役員制度を運用しており、具体的には、グループ会社を含む当社グループ全体の業務執行を事業分野や機能ごとに分解して、これを各執行役員にその責任範囲として割当てている。取締役も業務執行を分担する場合は執行役員を兼務して、この執行責任の割当てを受けている。これら執行責任の体系は取締役社長を頂点とするピラミッド型の指揮命令系統となっており、この全体を取締役会で決定している。この執行体制の結果、各取締役は、自らに割当てられた執行責任領域以外の分野・事項については、監視・監督義務に特化した役割となるので、会社法が求める執行の適法性及び妥当性について、社外取締役と同等の客観的なチェック機能を果たしている。また、取締役以外の監視・監督体制としては、経営意思の形成過程での監視・監督が行える監査役制度を採用する。さらに内部監査部門、全社共通管理部門、各社内カンパニー管理組織などにより、日常的な業務執行局面における適法性・妥当性を常に管理することとする。これらを総合して以下のとおり内部統制システムを構築する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

- (1) 執行役員制度の導入により取締役の執行と監督の分離を行って取締役の監視・監督機能を明確に位置づけ、社外取締役と共同して業務執行が法令・定款に適合することを管理する。
- (2) リスク管理委員会活動により、役員、従業員その他の業務従事者の法令及びその他の社会規範の遵守を図る。
- (3) 本社共通管理部門をはじめとする各組織は、その所管業務について執行と同時に統制機能を有しており、所管業務に関係する諸法令の遵守に遺漏なきよう、マニュアルの整備や説明会の開催等関係各部門に対して必要な援助を行う。
- (4) 執行部門の内部監査専任組織である監査部その他の監査機能を有する組織は、内部監査事項の一つとして業務執行に関する法令・定款の遵守状況を監査し、リスク管理委員会等を通じて必要な報告、指導、援助等を行う。
- (5) 公益通報者を保護し、外部弁護士への匿名通報を可能とする公益通報制度を運用する。

3. 会社法施行規則第100条の事項

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(第100条第1項第1号)

取締役会、経営会議、執行責任者会議、事業戦略経営会議、執行役員会、リスク管理委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達に関する会議体の配布・討議資料並びに議事録などの書類は、各会議体の主管部門が一定の規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先の照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する執行部門が、必要な保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(第100条第1項第2号)

当社が管理すべきリスク(グループ会社で生じたものを含む)を、事業機会に関連するリスク(「戦略リスク」と事業活動の遂行に関連するリスク(「業務リスク」)に分類し、戦略リスクは取締役会及び経営会議のトップマネジメントの合議により管理し、業務リスクは「フジクラ リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会が管理する体制とする。

上記リスク管理規程により、危機管理については、該当情報のトップへの速やかな伝達と対応組織の構築及び責任体制等を定めてこれを行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(第100条第1項第3号)

当社の事業分野を、エネルギー・情報通信カンパニー、エレクトロニクスカンパニー、自動車電装カンパニー及び不動産カンパニーの4部門に括り、各カンパニーには、所管する事業分野にかかる技術・製造・販売の各機能を配置し、各カンパニー長が事業責任を完遂し得る体制としている。

また、執行役員制度により、各カンパニー及び全社共通部門の執行責任体制を明確にした経営管理体制を構築している。新規事業の育成・事業化推進の機能はカンパニーに含めず、取締役社長が直轄する専任組織を設けて行う体制としている。

取締役会及び取締役社長は、各カンパニー内の事業部など経営管理単位毎の経営実績を毎月把握し、毎年度経営計画及び中期経営計画値との差異を常に管理し、さらに環境の変化等の外部要因を評価して、適宜適切な対応措置を決定・遂行する。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(第100条第1項第4号)

役員、従業員をはじめとして当社業務に従事するすべての者が遵守すべき基本的な諸規範について、トップマネジメントで構成するリスク管理委員会が周知徹底を推進する。

また、公益通報制度として社内外に窓口を設置し、社外窓口である弁護士事務所の連絡先等の詳細は、グループ会社従業員を含めて広く公開する。

競争法令の遵守については、「フジクラ独禁法コンプライアンスプログラム」を定め、遵守体制の整備等についての基本事項を定めるとともに、最高経営責任者による遵守の決意表明及び当社グループ全ての役員及び従業員に対する競争法遵守の指示を行っている。

腐敗防止法令の遵守については、「フジクラグループの腐敗防止に関するポリシー」を定め、遵守体制の整備等についての基本事項を定めるとともに、最高経営責任者による遵守の決意表明及び当社グループ全ての役員及び従業員に対する腐敗防止法令遵守の指示を行っている。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(第100条第1項第5号)

個々のグループ会社は、それぞれカンパニー又はコーポレート部門等(以下、カンパニー等という)が所管する会社として位置づけられており、カンパニー等の長の執行責任の範囲として管理される。

アメリカフジクラ社はカンパニーから独立して執行を管理することとしており、同社最高経営責任者は当社執行役員に任命されるとともに、その管理は当社取締役社長が行う。

イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

カンパニー等は、グループ会社からの報告に関する規律としてカンパニー経営会議規程等を設ける。これにより、カンパニー等は、所管するグループ会社から経営成績について毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項について適時に報告を受ける。

ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

グループ会社は、自らリスク管理を実行することを基本としてリスク管理に関する規程を定める。カンパニー等は、所管するグループ会社で生じたリスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導できる体制を整備する。

ハ)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

当社は、カンパニー等が所管する個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定している。定期的な実績報告や予算管理などを緊密な連携の下で実行するとともに、グループ会社との人事交流等を通して意思疎通が綿密かつ円滑に行える体制とする。

ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

グループ会社は、それぞれ法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別のコンプライアンスプログラムの実行等を行う。

グループ会社は、当社又は社外弁護士へ直接通報できる公益通報制度を整備する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第3号)

執行部門の内部監査組織である監査部の要員は、監査役からの要請に基づき監査役の職務を補助するものとし、監査役から指示を受けたときは、当該指示を他に優先して実行する。

取締役は監査部の活動内容及びその結果を、監査役の求めに応じていつでも監査役に報告する。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(第100条第3項第2号)

監査部要員の配置及び異動について監査役から意見があった場合は、取締役はこれを可能な限り人事措置に反映する。

(8)次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(第100条第3項第4号)

イ)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、取締役の職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを直ちに監査役会に報告する。

取締役は監査役に関し、経営会議、執行責任者会議、事業戦略経営会議、執行役員会、リスク管理委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達の会議体への参加を保証し、これらに係る関係書面について特段の制約なくこれを提供する。

監査役は、これら会議体によらない経営上の重要事項の報告及び検討について、所管執行部門に対しいつでも必要な報告を求めることができる。

ロ)子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)

会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、取締役の職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実について、グループ会社の取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた当社取締役及び使用人は、直ちに当社監査役会に報告する。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(第100条第3項第5号)

当社及びグループ会社は、前号の報告者につき当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、年間の監査計画に基づきその職務の執行に必要な費用につき予算措置をとっている。これとは別に、監査役が、合理的に必要と考えられる費用を支弁し又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社は速やかにこれを負担する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役は、取締役社長その他のトップマネジメントと定期的に意見交換を行い、監査の実行を期すに必要な事項その他の監査環境に関する必要な事項につき、執行部門並びにグループ会社へ要求することができる。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、フジクラ行動規範において、反社会的勢力に対しては毅然として対応するとの基本方針を定めており、これを役員、従業員その他の業務従事者に周知、徹底させている。

また、反社会的勢力に対する対応統括部署、対応責任者を定めており、弁護士等への相談、情報収集のための社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等への加盟など、外部の専門機関との連携も図っている。

